

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	四
○地籍調査の成果について認証した件	五
○土地改良区の定款の変更を認可した件	五
○県営土地改良事業計画を定めた件二件	五
○県営土地改良事業計画を変更した件	五
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件	五
○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件三件	五
○公有水面埋立権の承継の届出があった件	六
<b>公 告</b>	七
○一般競争入札を行う件二件	七
○随意契約の相手方を決定した件	七
<b>福 島 県 病 院 局</b>	七
○公金の収納の事務を委託した件	七
<b>正 誤</b>	七
○平成三十年三月二十三日付け定例第二千九百八十七号中	七

## 告 示

**福島県告示第六十号**  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和元年六月十一日から同年十月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課

及び会津若松市商工観光部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
 令和元年六月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキ天寧寺店 福島県会津若松市天寧寺町二一九番一ほか六筆
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 株式会社クスリのアオキ  
代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲  
住所 石川県白山市松本町二五二二番地  
2 大規模小売店舗において小売業を行う者  
名称 株式会社クスリのアオキ  
代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲  
住所 石川県白山市松本町二五二二番地  
令和二年一月二十九日
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
令和二年一月二十九日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一千四百四十平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
1 駐車場の位置及び収容台数  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 六十三台  
2 駐輪場の位置及び収容台数  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 三十台  
3 荷さばき施設的位置及び面積  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 面積 五十二平方メートル  
4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 容量 八立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(一) 開店時刻 午前九時  
(二) 閉店時刻 午後十時  
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後十時三十分まで  
3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (一) 数 二か所
- (二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前七時から午後九時まで

七 届出年月日

令和元年五月二十八日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

**福島県告示第六十一号**

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、天栄村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和元年六月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 調査を行った者の名称

天栄村

二 成果の名称

天栄村(大字湯本の一部、大字田良尾の一部)の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

**福島県告示第六十二号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、泉崎村土地改良区から令和元年五月二十四日付けで申請のあった定款の変更について、令和元年六月三日認可した。

令和元年六月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

**福島県告示第六十三号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、梁田地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和元年六月十二日から

同 年七月一日まで (二十日間)

三 縦覧の場所  
会津美里町役場

(農村計画課)

**福島県告示第六十四号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、大笹生第三期地区に係る県営農村地域防災減災事業(防災ダム整備事業)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和元年六月十二日から

同 年七月一日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

福島市役所

(農村計画課)

**福島県告示第六十五号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、貝田地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和元年六月十二日から

同 年七月一日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

国見町役場

(農村計画課)

**福島県告示第六十六号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要

旨は、次のとおりである。  
令和元年六月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
星仙吉 龍川與市 横山彦太郎 横山八三郎 龍川貞吉 横山常太郎 横山半四郎  
星辰三郎 星儀十郎 龍川庄吉 龍川卯之吉 龍川孝 横山茂作 熊川寅吉 龍  
川キヨノ 龍川佐喜 龍川義光 龍川幸太郎 星仙三郎 星春吉 星三平 横山文  
吉 横山熊吉 龍川熊次郎 株式会社福島県農工銀行 竜川廣子 横山静 龍川清  
喜 龍川長三郎 星葦一 龍川正義 星英都子 龍川貞夫 横山銀次 星巧一 横  
山熊吉 横山義江 横山常次郎 龍川初 龍川初 龍川清市
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ  
と。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林  
の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十一年福島県告示  
第二百三十一号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ  
り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ  
と。

（森林保全課）

福島県告示第六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第  
三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手  
方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規  
定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、  
次のとおりである。

令和元年六月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
小池久子 鈴木貴子
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ  
と。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林  
の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十一年福島県告示  
第三百三十六号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ  
り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ  
と。

と。

（森林保全課）

福島県告示第六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第  
三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方  
のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規  
定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、  
次のとおりである。

令和元年六月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
三瓶光江
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林  
の指定施業要件を変更する件（平成三十一年農林水産省告示第六百八十二号）によ  
ること。

（森林保全課）

福島県告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第  
三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方  
のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規  
定により当該通知の内容を会津若松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨  
は、次のとおりである。

令和元年六月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
増井俊英 安部光英 星真一
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林  
の指定施業要件を変更する件（平成三十一年農林水産省告示第六百七十六号）によ  
ること。

（森林保全課）

福島県告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年六月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名  
古生タマヨ 株式会社福島県農工銀行 目黒ミナ 古生一郎

二 通知の内容の要旨  
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十一年農林水産省告示第七百二十二号）によること。

（森林保全課）

#### 福島県告示第七十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十条の規定により、次のとおり埋立権の承継の届出があった。

令和元年六月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 承継の年月日  
平成三十一年四月一日

二 埋立権の承継人及び被承継人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

1 承継人

東京都中央区日本橋二丁目五番一号 株式会社JERA

2 被承継人

東京都中央区日本橋二丁目五番一号 代表取締役社長 小野田 聡

東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 東京電力フュエル&パワー株式会社

東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 代表取締役社長 守谷 誠二

三 埋立ての免許の告示の年月日及び番号

平成二十七年四月七日福島県告示第二百五十二号

（土木総務課用地室）

## 公 告

### 公告第39号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年6月11日

福島県知事 内堀 雅雄

#### 1 入札に付する事項

- 借入物品の名称及び数量 福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器一式（搬入、据付け、調整、データ移行、機器保守、撤去等を含む。）
- 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 借入期間 令和元年12月1日から令和6年11月30日まで
- 納入場所 仕様書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加するものに必要な資格の確認を受けた者であること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

- (5) 都道府県に対して住民基本台帳ネットワークシステムの賃貸借（構築及び保守）の実績があること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年7月4日（木）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年7月4日（木）午後5時15分まで必着とする。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県総務部市町村総室市町村行政課  
電話024-521-7057
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において、令和元年6月11日（火）から同月27日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布  
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。  
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。  
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。  
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年6月27日（木）午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等  
(1) 日時 令和元年7月25日（木）午後1時30分  
(2) 場所 福島県庁本庁舎2階総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）  
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年7月24日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。  
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他  
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
(4) 契約書作成の要否 要  
(5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary  
(1) Nature and quantity of the products to be leased: Basic Resident Registration Network System 1set (including transportation related costs of installation, assembling, adjustment, data migration, maintenance, removal, etc.)  
(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30p.m., 25 July 2019  
(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00p.m., 24 July 2019

- (4) Contact point for the notice: Municipal Administration Division, Municipalities Relations Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan  
TEL024-521-7057

(市町村行政課)

#### 公告第40号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年6月11日

福島県知事 内 堀 雅 雄

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パソコン（福島県警察用） 706台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和元年12月27日（金）
- (4) 納入場所 福島県警察本部情報管理課ほか計53か所

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年7月18日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和元年7月18日（木）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和元年6月11日（火）から同年7月18日（木）まで（土曜日、日曜日及び同月15日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

#### 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年6月20日（木）午後5時までに必着で請求すること。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和元年6月20日（木）午前10時 福島県出納局入札用度課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年8月9日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月8日（木）午後5時までに必着のこと。）

#### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook Personal Computer (for Fukushima Police) 706units
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:00 p.m., 9 August 2019
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 8 August 2019
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

#### 公告第41号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県自治体情報セキュリティクラウド保守運用業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年6月11日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県自治体情報セキュリティクラウド保守運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
194,347,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第2号該当

(情報政策課)

**福島県病院局告示第1号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、公金の収納の事務を平成31年4月1日次のおり委託した。

令和元年6月11日

福島県病院事業管理者 阿部正文

- 委託した事務の範囲及び内容  
福島県立矢吹病院、福島県立宮下病院、福島県立南会津病院及び福島県ふたば医療センター附属病院における診療費等の収納の事務
- 受託者の名称及び所在地
  - 福島県立矢吹病院、福島県立宮下病院及び福島県ふたば医療センター附属病院の受託者  
株式会社ソラスト  
東京都港区港南一丁目7番18号
  - 福島県立南会津病院の受託者  
株式会社ニチイ学館  
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 収納の事務を委託する期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

（病院経営課）



○平成三十年三月二十三日付け定例第二千九百八十七号中

一七二	上	四	双葉町	同町
ページ	段	行	正	誤

正 誤